

医療施設等物価高騰対策支援金支給要綱

(通則)

第1条 医療施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）は、予算の範囲内において支給するものとし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号。以下「財務規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 公定価格により運営されており、光熱費や食材料費の高騰による影響を価格転嫁できないこと等により厳しい運営環境にある医療施設等を支援することで、地域の安定した医療提供体制を維持することを目的とする。

(支給対象施設)

第3条 支援金の支給対象施設は、所在地が秋田県内である別表に掲げる施設とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設は、支給の対象外とする。

- (1) 市町村又は一部事務組合が開設、運営又は出資する施設
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が開設、運営又は出資する施設
- (3) 上記のほか、本支援金の目的に照らして適当でないと知事が認めた施設

(支給額等)

第4条 支援金の支給額は、別表により算出するものとする。

2 支援金の支給は、1施設につき1回限りとする。

(支給対象期間)

第5条 支援金の交付対象期間は、光熱費については令和7年4月1日から令和8年3月31日、食材料費については令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。

(申請方法)

第6条 支援金の支給を受けようとする者は、医療施設等物価高騰対策支援金支給申請書（様式第1号）に別に定める関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(不支給決定通知)

第7条 知事は、前条の申請を審査し、支援金を支給することが不相当と認めるときは、支援金の不支給を決定し、医療施設等物価高騰対策支援金不支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(不当利益の返還)

第8条 知事は、支援金の支給を受けた後に申請に係る対象施設が支給対象の要件に該当しないことが明らかとなった者又は申請内容を偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者に対して、すでに支給した支援金の返還を求めるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月18日から施行する。

この要綱は、令和7年12月19日から施行する。

	1. 支給対象施設	2. 支給単価
光 熱 費	病院・有床診療所（医科・歯科） <input type="checkbox"/> 保険医療機関に限る <input type="checkbox"/> 算定に用いる病床数は許可病床数（休止病床を除く）	定額 102,800 円 加算 9,300 円×病床数 (休止病床除く)
	無床診療所（医科・歯科） <input type="checkbox"/> 保険医療機関に限る <input type="checkbox"/> 社会福祉施設の医務室を除く	定額 102,800 円
	薬局 <input type="checkbox"/> 保険薬局に限る	定額 20,600 円
	助産所 <input type="checkbox"/> 医療法に基づき開設している助産所に限る <input type="checkbox"/> 出張専業を除く	
	訪問看護ステーション <input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業者に限る <input type="checkbox"/> 介護保険法に基づき、知事または市町村長から、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者の指定を受けているものを除く	
施術所 <input type="checkbox"/> あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師が開設しているものに限る <input type="checkbox"/> 受領委任取扱い施術所又は保険医療（療養費）の対象となる施術を行っている施設に限る <input type="checkbox"/> 同一施設ではき法（※1）と柔整法（※2）の開設をしている場合はいずれか一方		

	<input type="checkbox"/> 出張専業を除く 歯科技工所 <input type="checkbox"/> 医療法に基づき開設している歯科技工所に限る	
食 材 料 費	病院・有床診療所（医科・歯科） <input type="checkbox"/> 保険医療機関に限る <input type="checkbox"/> 算定に用いる病床数は許可病床数（休止病床を除く）	5,500円×病床数 （休止病床除く）

別表（第3条及び第4条関係）

※1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）

※2 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）